

鳥取県屋外広告物条例の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年6月26日
住まいまちづくり課

1 実施概要

- (1) 意見募集期間：令和元年5月27日（月）から6月10日（月）まで
- (2) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等の意見箱
- (3) 受付意見数：7件（5人）

2 意見及びその対応方針

対応の区分は、盛込済（◎） 一部盛込済（○） 今後検討（△） その他（－）

項目	意見の内容	対応方針	対応
全般	屋外広告物の管理が現状では十分でない。許可期間中に空き店舗になった時どうしていくのが課題。空き店舗にも屋外広告物は設置されている。屋外広告物の所有者と広告主が違う場合もある。それを明確にし指導していくべき。所有者不明の屋外広告物も増えているので監視をしてもらいたい。	管理が不十分な広告物については、今年度、許可権者である市町村に違反広告物の是正指導を依頼することとしている。 是正指導は、許可を受けた広告主に対して行うが、広告主が不明な場合は所有者に対して行っている。	◎
管理義務を負う者の拡大	事故が発生した場合の責任の所在を明確にできるようにして欲しい。	今回の改正では、条例で定める適正な管理義務を課す者に、所有者及び占有者を加え、これらの者にも管理責任があることを明確にすることとしている。 事故が発生した場合には、管理義務を課す者が責任を負うことになるが、これらの者のうち、一義的に責任を負う者については、当事者間の契約内容により判断することになるので、条例には規定しない。	○
安全点検の義務付け	安全点検を「所有者等（広告主、管理者、所有者及び占有者）」に義務付けるとあるが、この中で誰がすべきか又はこれらの者の順位を明確にして欲しい。	安全点検の実施は、所有者、設置者など当事者間の契約によるべきものなので、安全点検の義務を負う者の順位までは条例に規定しない。	－
	安全点検結果の報告を「所有者等」に義務付けるとあるが、誰がすべきか明文化した方がいい。	安全点検結果の報告は、既存広告物の許可申請時に行うようにしており、申請を行う設置者又は表示者（広告主）に対して義務付けることとしている。	◎
	有資格者について、実際に広告物の点検調査を行っている者であるべき。 屋外広告物点検技能講習修了者その他の有資格者との技量の差が大きい。有資格者でなくかつ屋外広告物点検技能講習修了者が望ましい。具体的に広告主等に対応策、処置方法の提案が出来なければならない。	安全点検を行うことができる有資格者は、工作物の構造に関する基礎的な知識を有する者として、国がガイドライン等で示している屋外広告士及び屋外広告物点検技能修了者に加え、建築士、電気主任技術者、電気工事士等としている。 適切な安全点検が実施できるよう有資格者に対して、屋外広告物点検技能講習の受講を促していく。	△
禁止区域における適用除外	禁止区域においても、公益上必要な情報と併せて広告を表示する広告物について、許可を得て設置することができるが、そのような広告物があるのか。定義があいまいではないか。許可を行う市町村によって扱いに差が出るのではないか。	現在、県内（屋内を除く）に該当する広告物はない。当該広告物の詳細（規模、明彩度等）は許可権者である市町村の意見を聞いた上で規則等で定めるが、対象は、国又は地方公共団体が表示又は設置する広告物とする予定である。	△
その他	屋外広告点検技能者の養成が必要。	日本屋外広告業団体連合会等が主催する屋外広告物点検技能講習の受講を屋外広告業登録業者に促していく。（令和元年10月に米子市において開催予定）	－

